

公立大学法人島根県立大学中期目標（案）骨子

I. 基本的な目標

地方の公立大学は、地域の将来を支える人材育成をはじめ地方創生の重要な役割を果たす必要があり、設置者の政策・方針を教育研究に反映し、地域社会の知的・文化的な中心拠点とならなければならない。

島根県立大学は、これまで高い就職率の実現や地域活動、国際交流をはじめとした様々な教育活動に取り組み、一定の成果を挙げてきたところであるが、近年の県内への就職者の減少、学生ニーズを反映した教育の更なる質の向上、研究成果の教育や地域への還元への促進、ガバナンス体制の整備など新たな課題への対応を迫られている。

このような点を考慮し、県立大学としての使命を再認識し、県立大学の目指すべき姿を「地域貢献・教育重視型大学」と位置づけ、島根県全域をフィールドとして捉えながら、実効性を伴う中長期的な見通しを持って「大学改革」を推し進める。

(1) 県民からの期待に応える存在意義の高い大学

県民本位・学生本位の大学、また島根における政策や戦略への関わりなどシンクタンクの機能の一翼を担う存在として、「県民に信頼される大学」、「県民に評価される大学」、「県民に開かれた大学」の実現を目指す。

(2) 地域に貢献する人材を輩出する大学

国際的な視点を併せ持ち、多角的な視野で地域をとらえることができる「グローバル人材」、及び主体的に問題を発見・整理・解決できる「実践力」を兼ね備えた人材を地域に輩出する。

(3) 地域が抱える諸課題に対応する研究及び教育を重視する大学

地域が抱える諸課題を解決するための研究及び大学の知的資源を活かした地域貢献を推進し、研究内容や成果を教育及び地域へ還元する。また、学生ニーズも踏まえながら、絶えず教育の質の向上を図る。

(4) 理事長・学長のリーダーシップのもと機動的かつ戦略的な運営を行う大学

社会情勢の変化や時代の要請に応えた大学改革を進めるため、理事長（学長）の強いリーダーシップの下、機動的かつ戦略的な大学運営を実施する。

II. 基本的な目標を達成するための取組

1. 中期目標の期間

平成 31 年 4 月 1 日～平成 37 年 3 月 31 日

2. 社会情勢の変化に的確に対応した大学づくり

県立大学は、大学を取り巻く社会情勢の変化、多様化する学生ニーズや地域からの要請に柔軟に応じていくことを意識しながら、地域貢献の先頭を走る大学として、特色・魅力ある大学づくりを推進する。

3. 大学の教育研究などの質の向上

実践力を備えた「グローバル人材」の育成に向けて、質の高い教育を提供するとともに、地域課題の解決のための研究を実施し、研究成果を教育・地域へ還元する。

地域や高校生へ県立大学の特徴や魅力の理解を促すため、明瞭かつ特色ある学修内容や育成する人材像を広く発信し、入学者の確保に努める。

教育研究組織は、地域のニーズや時代の変化に柔軟に対応し、学部学科の改編や、より高度な教育研究やリカレント教育など大学院のあり方を検討する。

(1) 教育

① 人材育成・組織の方向性

ア 総合政策学部

(ア) 地域社会及び国際社会の諸課題を学び、その解決に向けて取り組む実践力を備えた人材を育成する。

(イ) 地域の諸課題を解決する人材ニーズの高まりに対応するため、地域系に特化した学部・学科の設置を検討する。また、人材育成の考え方である国際的な視点に主眼を置いた国際系の学部・学科の設置を検討する。

イ 看護栄養学部

高度な専門性を持ち、看護と栄養の連携、実践力を備えた、自ら考え行動できる視野の広い専門職業人を育成する。

ウ 人間文化学部

地域における保育、教育を担う人材、及び文化の発見と継承や再生に取り組み、地域で活躍できる実践力を兼ね備えた人材を育成する。

エ 大学院修士課程、博士課程

高度な専門職業人、研究教育機関の中核を担う研究者などリーダー的人材を育成する。

[浜田キャンパス]

- (ア) 北東アジア開発研究科は、研究内容が密接に関係する北東アジア地域研究センターの今後の見直し状況を踏まえた見直しを行う。なお、見直しにあたっては、日本人学生及び社会人学生の確保、受け入れ増加に配慮する。
- (イ) また、平成 30 年度、松江キャンパスに 4 年制の人間文化学部を設置したことに伴い、人文科学系（松江キャンパス）と社会科学系（浜田キャンパス）の学部が存在することから、北東アジア開発研究科の改組など、総合的な大学院の可能性を検討する。
- (ウ) 社会人を対象とした学び直し等のニーズの高まりにも対応する。

[出雲キャンパス]

- (ア) 看護学研究科は、現在の修士課程に加え、地域看護の中心的な役割を担う高度な看護人材育成の観点から、平成 31 年度から博士後期課程を設置する。
- (イ) 健康栄養学科（4 年制）の今後の卒業生の進路の選択肢として、さらに高度な専門知識、研究能力を修得するための修士課程等の必要性について検討する。
- (ウ) 助産師の育成では、現在の別科助産学専攻に加え、多様な学びのニーズに応え、さらに高度な専門知識、研究能力を修得するため、看護学研究科の中へ平成 32 年度から助産師養成の分野を設置する。

オ 短期大学部

実務教育に教養教育を結合させ、課題探求力及び実践力を兼ね備えた人材を育成する。

② 教育内容の充実

ア 入学者の受入れ

- (ア) 若者の県内定着につながる県内高校生の入学者確保のため、中山間地域や専門の高校をはじめ県内高校からの入学者増に繋がる県内枠の拡充などの入試改革を実施する。

(イ) 県内高校との連携を一層深め、大学の魅力を積極的に伝える働きかけを行う。

イ 教育課程の充実

(ア) グローカル人材の育成に向けて、地域及び国際の双方の視点からの教育の方針を明確に示し、教育課程を編成する。

(イ) 地域の視点では、現場に赴き、地域の諸課題を発見・解決していく能力の育成を図る。

(ウ) 国際の視点では、国際的な語学力、コミュニケーション力を備え、世界的視野で諸課題を捉え、解決していく能力の育成を図る。

(エ) 社会人の学び直しなどのニーズの高まりに対応するため、リカレント教育を実施する。

③ 教育の質を高めるための取組

ア 授業アンケート等を使用した教育内容の質及び教職員の資質向上の取組を積極的に推進するとともに、自己点検や公的認証評価機関等の評価を適切にフィードバックし、教育の質の向上を図る。

イ 学習や研究に必要な施設・設備の整備や、キャンパス間の横断的かつ柔軟な教育プログラムや教員配置を進めるなど、効率的かつ効果的な教育体制を整備する。

④ 学生支援の充実

ア 各種奨学金制度などの学生への支援のあり方は、国内外の学生のバランス、将来的な地域への貢献見込みなどの視点も考慮する。

イ 学生の資格取得のための実習等では、学生が現場を理解する機会の充実を図る。

ウ 大学院進学、短大部の学生の4年制への編入、海外留学など進学に対する支援を実施する。

(2) 研究

① 目指す研究及び研究成果の地域への還元

ア 研究内容は、地域に貢献し大学教育に役立つという視点を持ち、シンクタンクの機能の強化も行うことによって、その成果を教育や地域に確実に還元する。

イ 県の実質負担を伴う研究については、特に地域貢献に主眼を置き、研究対象地域や分野の拡大や見直しを行う。

ウ 研究成果は、専門的な評価や地域の評価を受け、研究成果の評価なども踏まえながら、大学内予算配分などを柔軟に見直す。

② 研究実施体制などの充実

目指す研究及び研究成果の地域への還元の考え方を踏まえ、次のとおり研究組織の見直しを行う。

なお、それぞれの組織の見直しの後、各研究センターの役割や成果の検証を踏まえ、組織間の連携や統合の可能性も含めた組織のあり方を検討する。

ア 北東アジア地域研究センター

県内企業の海外進出の動向をはじめとした県内情勢を踏まえて、地域のニーズを的確に捉え、その成果を還元するため、研究対象地域を北東アジア地域から東南アジア地域等へ拡大するとともに、経済、社会分野への積極的な拡大を図る。

イ しまね地域共創研究センター（仮称）

地域研究の充実を図るため、その拠点として、しまね地域共創研究センター（仮称）を設置し、関係機関と緊密に連携を図りながら、島根県が直面する課題を研究する。

(3) 地域貢献・国際交流

① 地域貢献の推進

ア 地域の担い手となる人材の県内定着のため、学生と県内企業との交流会や短期インターシップなどの既存の取組の充実に加え、学生が企業と協働する長期・事業創造型インターンシップや、第二新卒者（企業を退職した県内志向者）向けの支援などにも新たに取り組む。

イ 地域連携推進センターを機能強化し、実践力育成など教育効果の視点から学生の積極的な参画を促しつつ地域教育の充実を図るとともに、しまね地域共創研究センター（仮称）を地域研究の拠点として設置し、自治体、県内中小企業、NPO 法人、教育機関等と連携して地域課題解決に取り組む。

ウ 県民の学習意欲に対応するため、学習機会の提供や、施設の積極的な地域への開放を進める。

② 国際交流の推進

ア 学生の派遣と受入れの双方向の交流のための制度の充実などにより、学生の国際交流の推進体制を整備する。

イ 海外の大学及び研究機関との学術研究交流は、実績を踏まえた見直し、新たな関係の構築など、継続、発展させた取組を行う。

4. 自主的、自律的な組織・運営体制の確立

(1) 業務運営の改善

① ガバナンス体制の整備

ア 「地域貢献・教育重視型大学」の実現に必要な大学改革を進めるため、理事長(学長)のリーダーシップの下で、トップダウンの戦略的な大学運営を行うガバナンス体制を整備する。また、指揮命令系統の明確化などによる執行権限及び議決権を有する理事会による監督権限の両輪が機能する組織運営を行う。

イ ガバナンス体制は常に機能性の検証を行いながら、必要な見直しを行う。

② 効率的・合理的な運営のための見直し

大学運営は、スクラップアンドビルドによる運営を基本とし、組織や人員配置等については、時代のニーズを踏まえながら、PDCA サイクルによる定期的な見直しを行う。

(2) 経営基盤の強化

安定的な大学運営を行うため、外部研究資金等自主財源の確保、運営経費の抑制に取り組み、中長期的な経営計画に基づいた適正な財務運営を推進する。

5. 評価制度の充実及び情報公開の推進

- (1) 自己点検や外部からの評価を分析し、組織や業務執行の改善・改革に取り組む。
- (2) 経営情報、評価の結果など積極的に開示する。

6. その他業務運営に関する重要事項

- (1) 大学の魅力や特色が広く県民に理解及び支援されるよう、戦略的な広報活動を行うとともに、業務改善のための広聴活動を積極的に行い、大学の運営に反映させる。
- (2) 学生と教職員の安全と健康、及び災害等緊急時の適切なリスク管理を実施するための危機管理体制を確保する。